

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室地域安全担当 (06-6208-7317)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	1 客引き行為等の中止の命令違反者への罰則（過料徴収）適用 2 物件の提出等の要求及び立入調査等の適正な実施を妨げたものへの罰則（過料徴収）適用
概要	1 客引き行為等禁止区域に指定したキタ地区・ミナミ地区の一部での条例違反者（禁止命令違反者）に対し、罰則（過料5万円以下）を適用します。 2 客引き行為等をするもの等に対して行われる物件の提出等の要求、店舗等への立入調査及び関係人への質問の適正な実施を妨げたものへの罰則（過料5万円以下）を適用します。
根拠法令等 及び条項	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条第1項第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	1 ①条例に基づき指定した禁止区域(原則一切の客引き行為等禁止)において、禁止行為である客引き行為等を行ったもの及びさせた者に対し中止するよう指導する。(ただし、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル(当該土地又は建物の敷地に接している禁止区域の部分の幅員が4メートル未満の場合にあっては、当該幅員の4分の1の距離)までの範囲で行なう客引き行為等は除く) ②上記①の指導をしたにもかかわらず、上記指導を受けたものが禁止行為を中止しないときは、禁止行為を中止するよう勧告する。 ③上記②の勧告をしたにもかかわらず、上記勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、禁止行為を中止するよう命令する。 ④上記③の禁止行為を中止するよう命令されたものが、当該命令に違反し禁止行為を行った場合に5万円以下の過料処分とする。 2 ①客引き行為等を行うものからの陳述や巡回指導等からの情報を基に、指導、勧告、命令を行うために必要な限度で、客引き行為等をさせたもの又は立入調査対象店舗を特定するため、営業許可証等の書類の提出等の要求、店舗等への立ち入り調査、関係人への質問を行う。 ②上記①の履行に関して、書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、5万円以下の過料処分とする。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000267087.html
備考	